

# 日本電信電話株式会社に係る道路の占用物件等の移転等に要する費用の負担の取扱いについて

平成10年9月25日用地第534号  
用地課長通知

標記について、建設省道路局長及び都市局長からの通知に基づき、日本電信電話株式会社に係る道路の占用物件等の移転等に要する道路管理者（又は施行者）の費用の負担割合等について、下記のとおり定めただけで通知します。

## 記

- 負担割合については、別紙のとおりとします。
- 別紙の負担割合については、平成10年9月1日から適用することとします。
- 昭和62年4月1日付け用地第5号「電柱等の移転について」のうち、同社との負担割合を定めた部分は、平成10年8月31日をもって廃止します。
- 平成10年8月31日現在で同社との移転等に関する協議が未済の事案については、別紙の負担割合を適用するものとします。

## 別紙

日本電信電話株式会社に係る道路の占用物件等の移転等に要する道路管理者（又は施行者）の費用の負担割合について

移 転 形 態	官 官	官 民	民 官	民 民
負 担 割 合	0%	0%	50%	100%

- 備考
- 「官 官」であっても、当該移転が道路法第71条第2項第2号及び第3号の規定に基づきなされるものである場合には、100%となる。
  - 電柱等について、当該電柱等が道路工事により必要となる他の占用物件に関する工事の支障となるために行う移転等に要する費用の負担割合については、別途協議するものとする。
  - 「官」とは道路区域内をいい、「民」とは道路区域外をいう。

# 確 認 書

埼玉県（以下「県」という。）と日本電信電話株式会社（以下「会社」という。）とは、平成10年7月21日付けで建設省道路局及び都市局と会社との間で締結された「日本電信電話株式会社に係る道路の占用物件等の移転等に要する費用の負担に関する覚書」（以下「覚書」という。）の運用に関して、次のとおり相互に確認する。

- 1 覚書中、道路管理者（又は施行者）と会社との協議によって定めることとしている移転費用等の負担割合について、次のとおり定めるものとする。

既設電柱等の位置	移設電柱等の位置	県 の 負 担 率	会社の負担率
道路区域外	道路区域内	50%	50%

## 附 則

この確認書は、平成10年9月1日から施行する。

平成10年9月25日

埼 玉 県 土 木 部  
用 地 課 長 毛須征弘

日本電信電話株式会社  
埼 玉 支 店 長 中田昭雄